

自己評価報告書

平成 23 年 4 月 27 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究 (C)

研究期間：2008～2011

課題番号：20530031

研究課題名 (和文) 租税立法過程に関する日米英比較研究

研究課題名 (英文) Comparative study on tax legislative process: in comparison with the US and the UK systems

研究代表者

一高 龍司 (ICHITAKA RYOUJI)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：30330137

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：租税法、税法、立法過程、事業再編

1. 研究計画の概要

第一年度に、我が国の租税判例の調査を通じ、どのような立法資料がどの程度参照されたかを探り、また、違憲審査基準を整理することで、解釈論からの租税立法過程の民主的統制の強化を押し進めるための基礎的な研究を行う。

第二年度は、米国の調査研究を行う。租税立法過程に関する基本文献の収集と読み込みを行う。

第三年度は、英国の調査研究に取り組む。我が国と同様に議院内閣制を採る英国における租税立法過程を描写した我が国の既存研究は非常に限られており、その記述自体でも学術的貢献に繋がると期待される。

第四年度は、研究のとりまとめに当てる。これまでの議論の整理を通じ、特に我が国への具体的な示唆へと論を展開することが課題となる。

2. 研究の進捗状況

初年度に、英国の租税立法過程に関する近時の基礎的情報を、英語文献の研究会での報告とその翻訳の公刊を通じて得た。さらに、我が国経済産業省の国際租税小委員会に委員として参画することを通じ、我が国の租税立法過程の重要な一部を成す各省要望の形成過程を観察する機会を得た。米国に関しては、CFC 税制の経緯を探る中で、その立案過程を掘り下げた。

第二年度には、特にわが国で近時改正の必要性を巡る議論の盛んな外国子会社合算税制をめぐる米国の Subpart F 立法の経緯と仕組みを追跡することで、より具体的な考察を行った。また、国際課税立法に関しては、OECD 等の国際機関を通じた国際的な制度の収斂

が期待されているところ、今後各国で立法措置が必要となる事業再編に係る移転価格問題に関し、OECD へのわが国経済界の意見提示の過程に関与することで、その実情についての参与観察的な機会を得ることができた。

第三年度には、近時、同国の国際課税の分野での主要課題の 1 つとなっている国外所得免除方式の恒久的施設への拡張、実体単位のタックスヘイブン対策税制の租税回避防止立法への純化、研究開発拠点を国内に維持する諸提案の動向を詳細に追跡することにより、英国の国際課税立法の制定過程の客観的描写に取り組んだ。英国では、主要な租税立法の改廃に際しては、英国財務省・歳入関税庁の手に成る諮問文書が作成され、これが広く公開されて、国民の意見を募り、法令に反映させる制度が確立している。実際、事業の国外流出を懸念し、これに対抗するために、earn-out charge と称される、いわゆる所得相応性基準に相当する制度の導入を提案したが、納税者からの、遡及的課税への強い懸念が寄せられ、改訂された諮問文書では、earn-out charge の提案は撤回されて、タックスヘイブン対策税制による対処へと方向転換を遂げている。このように、英国の公開諮問の制度は、立法過程への国民の参加と民主的統制を強化している。

3. 現在までの達成度

② おおむね順調に進展している。

我が国における国際課税分野等における大きな制度改正があり、これに関係する英国 (欧州)・米国における改正動向を一定程度追跡することができた。

初年度に、英国の租税立法過程に関しタイムリーな文献について調査する機会を得た

ため、当初予定とは完全には合致しない順序になったが、英国の租税立法過程に関し、近時の基礎的な動向を知る機会を得た。また、我が国における租税立法過程に実際に参画する機会を得たことは、本研究の初年度としてはこの上ない経験となった。

米国連邦議会では、通例、下院歳入委員会報告書、上院財政委員会報告書、両院協議会報告書、さらに、両院税制委員会の報告書と成立した法律に係る「一般的説明」が参照でき、これら（特に両院税制委員会報告書）は解釈への影響力も大きく、租税法の趣旨解釈を予測可能性を担保する形で支えている。もっとも、委員会報告書には、特定の納税者を救済するべく意図された脚注が付されるなど、特定の納税者の働きかけの成果あるいは特定の納税者への配慮と目しうる歪みが生じうる点の問題が指摘されている。

我が国において、透明性を欠くのは行政上の準則（命令、通達等）の制定過程であるところ、そこへのかかる公開諮問の制度の導入は、現状を多少なりとも改善するものと期待されることである。来年度は、米国の制度を参考に、行政上の準則の民主的統制を巡る議論について、掘り下げることを予定している。

4. 今後の研究の推進方策

最終年度である今年度は、研究のとりまとめが主たる目標となるが、それに先立ち、米国の租税法に係る行政立法の統制の問題に取り組むこととする。これは、我が国で、もっとも立ち後れている領域であり、行政手続法の適用除外の合理性について、踏み込んだ検討を行うために是非とも必要な作業であると考えられる。

また、(社)経済団体連合会 21 世紀政策研究所の研究委員、(社)日本租税研究協会国際課税研究会の委員を継続しており、大企業を中心とする納税者の租税立法過程への働きかけに参与観察的に関与を継続している。後者においては、税法の立案当局者との意見交換を通じ、租税立法過程の現状に係る情報の一端に触れる機会を維持している。

本年度も、これらの情報チャンネルを維持し、米・英の示唆をまとめ、我が国への具体的な提言へと繋げねばならない。

5. 代表的な研究成果

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 10 件)

①一高 龍司「諸外国から見た日本の消費税制」税研 26 巻 3 号 18-23 頁、査読無 (2010)

②一高 龍司訳「Theodore D. Setzer 米国における主要な国際課税立法提案」租税研究 723 号 66-94 頁、査読無 (2010)

③一高 龍司「米国 Subpart F 税制における外国同族会社持株所得(FPHCI)の意義」税大ジャーナル 12 号 61-77 頁、査読無 (2009)

④一高 龍司「米国 Subpart F 税制の要点と問題点について」国際税制研究 22 号 88-102 頁、査読無 (2009)

⑤一高 龍司訳「Adam Blakemore『金融商品を用いた租税回避に係る英国歳入関税庁の諮問文書の概観』」租税研究 710 号 168-196 頁、査読無 (2008)

[学会発表] (計 7 件)

①一高 龍司『「退出税」の議論の動向とその検討課題：国際企業が事業拠点・機能その他を国外に移転することに対する課税ベース維持を目的とする税制のあり方について』第 32 回 税大ランチ・ミーティング (国税庁 5 階第 2 会議室) 2011 年 4 月 21 日

②一高 龍司「相続税と租税回避：相続税法 65 条と 66 条 4 項の再編提案を中心に」日本税法学会関西地区研究会 (第 445 回) (同志社大学光塩館) 2011 年 4 月 16 日

③一高 龍司「事業の国外移転に係る Exit Tax の最近の動向」(社)日本経済団体連合会 21 世紀政策研究所第 76 回シンポジウム「国際租税制度の世界的動向と日本企業を取り巻く諸課題」・報告 (経団連会館・東京都) 2011 年 1 月 17 日

④一高 龍司「事業再編に係る移転価格の論点」(社)日本経済団体連合会 21 世紀政策研究所第 69 階シンポジウム「わが国企業を巡る国際租税制度の現状と今後」・報告 (経団連会館・東京都) 2010 年 2 月 10 日

⑤一高 龍司「アクティブかパッシブか：米税法の考察から」日本税法学会関西地区研究会 (第 428 回) 報告 (同志社大学光塩館) 2009 年 5 月 16 日

[図書] (計 2 件)

①一高 龍司 (分担執筆)『国際租税制度の動向とアジアにおけるわが国企業の国際課税問題』79-102 頁 (21 世紀政策研究所・2011 年)

②一高 龍司 (分担執筆)『わが国企業を巡る国際租税制度の現状と今後』21-30 頁 (21 世紀政策研究所・2010 年)